

ご存じですか？

お住まいの地域の民生委員・児童委員

町では、現在72人の民生委員が、厚生労働大臣の委嘱を受け、日ごろから住民の立場に立ちながら、相談・助言・援助を行っているほか、関係機関と協力して、地域保健福祉の推進をめざし、自主的・主体的な活動をしています。

また、すべての民生委員は児童委員も兼ねており、児童福祉の向上にも努めていますので、「民生委員・児童委員」とも呼ばれます。なお、民生委員・児童委員のなかには、児童問題を専門に担当する「主任児童委員」も設置されており、当町では3人の委員が活動しています。

ここでは、民生委員・児童委員の役割や活動について紹介します。

活動の目的はどのようなものなの？

社会奉仕の精神で地域住民の立場に立って相談に応じます。また、住民が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことで、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

どのように選ばれるの？

民生委員・児童委員は、町、県、国と三段階の過程を経た後、国（厚生労働大臣）が委嘱します。

- ① 地域の実状に精通し、社会福祉に対する理解と熱意がある人で、年齢などの一定の要件を満たしている人が候補者として自治会から推薦されます。そして、推薦された候補者は、町に設置された民生委員推薦会で選考が行われた後、埼玉県知事に推薦されます。
- ② 知事は、選ばれた人びとについて埼玉県地方社会福祉審議会の意見を聞いた後、国（厚生労働大臣）に推薦します。
- ③ 県から推薦された候補者は、最終的に国（厚生労働大臣）が委嘱します。

任期はどのくらいなの？

1期が3年と定められています。再任も可能です。過去、長い人では、10期（30年）以上、地域のた

お気軽にご相談ください



めに活動してきた人もいます。現在の民生委員・児童委員の任期は、平成19年12月1日から平成22年11月30日までとなっています。

民生委員に報酬は出ているの？

民生委員法第10条には、給与を支給しないものと規定されていますので、無報酬のボランティアとなります。

担当する区域は決まっているの？

担当している世帯への援助方法などについての検討を行ったりしているほか、情報交換や委員同士の連携を深めています。

どのような組織体制になっているの？

民生委員・児童委員の全員が、「毛呂山町民生委員・児童委員協議会」に所属しています。この協議会では、毎月、定例会を開き、研修会を行ったり、地域の福祉問題の分析や

民生委員・児童委員については、基本的に行政区（自治会）を単位として担当区域が定められています。ただし、1人の委員が担当する世帯数は、おおむね200世帯と定められていますので、規模の大きな行政区の場合には、いくつかの区域に分けられ、それぞれの区域ごとに民生委員が置かれ、活動を行っています。なお、主任児童委員については、とくに担当は定められておらず、町内全体を3人の委員で担当し、活動しています。

どなたに何をしようとするの？

① 身近な相談相手

住民の立場に立って、高齢者や障害のある人、子育てに心配がある人などの福祉に関する幅広い相談を受け付けています。

② 橋渡し・情報提供

相談内容に応じて、町や関係機関への橋渡しを行い、また、各種福祉サービスの紹介をしています。

③ 地域福祉の推進役

地域福祉の推進役として、地域の学校、児童館などの行事などに参加、協力し、地域との連携に努めています。また、日ごろの活動を通じて得られた新たな問題点や改善策について

て、必要に応じて行政や関係機関に伝えていきます。

④ 調査・協力・連携

担当区域内の実態や課題の把握に努め、また、町が実施する調査や、社会福祉協議会が実施する福祉事業などに協力しています。

⑤ 子育て支援

社会福祉協議会が実施している子育てサロンへの協力などを通じ、子育て中のお母さん、お父さんの交流の手助けをしたり、相談を受けるなど、子育ての支援をしています。

このほか、災害時や緊急時において、自力で避難することが困難な世帯を地区役員の人などの協力を得ながら、把握していく「災害時一人も

見逃さない運動」を進めており、その役割は多岐にわたっています。

どのような相談があるの？

例えば、「介護サービスを利用したい」、「事情により生活に困っている」、「子育てについての不安や悩みを聞いてもらいたい」、「近所で子どもや高齢者の虐待があるようだ」など生活上のことについての相談にしています。

なお、毛呂山町での民生委員・児童委員の受ける年間の相談・支援件数は、平成20年度で2340件、相談内容の多い順では、高齢者に関する相談が約6割を占め、次に子どもに関する相談、障害者やその他に関

する相談と続いています。

相談の内容は守られますか？

民生委員・児童委員には守秘義務があります。地域の皆さんから受けた相談内容の秘密を守ります。個人の人格を尊重し、個人情報やプライバシーの保護に配慮して活動しています。

民生委員・児童委員のことやお住まいの地域の民生委員・児童委員について聞きたい場合は、役場福祉課までお問い合わせください。

問 役場福祉課地域福祉係 ☎295

— 2112内線 111・112



毛呂山町民生委員・児童委員協議会副会長

かいほ みつえ
海保 美津枝さん

地域の皆さんが元気でいてくれることがなにより嬉しく思います

地域の皆さんに支えられ、民生委員を務めさせていただいて、もう24年になります。少しずつですが、皆さんの力になれるよう努力してまいりました。

民生委員は、地域の皆さんのご相談をお受けすることが主な仕事です。相談に来ていただいた人に対して些細ですが、助言をするなどできることをさせていただいています。地域に貢献したいとの一心で務めています。お礼を言われたときは民生委員をしていてよかったと心から思えました。

最近では、少子高齢化問題など地域社会が複雑になり、近所付き合いも希薄になってきていると感じています。民生委員として仕事をしていても、人との関わり方が難しくなってきたと感じることがあります。しかし、なかなかお話をしていただけない人でも挨拶から始め、根気よく付き合っていくうちに、打ち解けてくれた人もいました。これからは、民生委員も含め、地域全体でそのような試みが必要なのではないのでしょうか。まずは、ご近所でひと声掛け合うことが大切だと思います。

民生委員は、それぞれの地域で信頼を得ることが一番必要です。地域の人にもっと民生委員のことを知ってもらうように、少しずつでも地域の皆さんとお話しができる機会を設けていくことが必要だと思います。そうしていくうちに徐々にお話をしてくれる人も増えてきます。ほんの些細なことからも始めることで、私たちと地域の皆さんが信頼という絆で結ばれ、地域の皆さんが元気になるためのお手伝いできれば、なにより嬉しいことだと思います。